

事務連絡
令和3年4月20日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所様

ぜんこくDB企業年金基金

労働協約等の改訂に伴う基金規約変更について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、日本の労働力人口は減少が見込まれており、従業員確保のために定年延長も含めて人事制度の改定を検討する事業所様も増えてきているのではないかと思います。

企業年金において就業規則等の改訂にかかる基金規約の変更の遡及適用は認められてないこと、並びに、定年の定義や休職・休業期間を変更する場合など事業所様においては給付を減らしたつもりが無くても給付減額と判定されるケースもありますので、改訂をご検討される前段階で基金あてご相談いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、適切な業務運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。